



令和4年3月19日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

**愛知県まん延防止等重点措置が解除されたため
現在の公共施設の利用制限措置を変更します。**

豊川市では、愛知県まん延防止等重点措置の解除に伴い、公共施設の利用時間短縮及び利用者数の上限などの措置を3月22日から変更します。

記

1 利用時間

これまで実施していた短縮措置を解除。

2 利用者数の上限

収容定員に対して50%以下

(ただし、大声での歓声、声援等の無いことを前提とする場合は100%まで利用可。)

3 飲食を伴う行事等(変更なし)

不可(ただし、個人で用意する水分の補給を除く。)

4 期間

令和4年3月22日(火)から

※ 各施設の状況、利用条件、イベントの中止等は、市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.toyokawa.lg.jp/singatacorona/event/index.html>



【お問合せ先】

(施設利用制限等に関すること)

豊川市役所 市民部文化振興課 坂田 宮嶋

TEL:0533-84-8411 Eメール: bunka@city.toyokawa.lg.jp

(広報・ホームページに関すること)

豊川市役所 秘書課 中村 杉本

TEL:0533-89-2121 Eメール: info@city.toyokawa.lg.jp

※ 詳しくは、各担当課等にお問い合わせください。